

正しく
知ろう!

「受動喫煙」で 変わる人生、変えられる人生

～法今の対応から自分の対応まで～

時々ニュースで聞く「受動喫煙」。実は、法律でも出てきます。今回は法令で定められている受動喫煙対策について学びつつ、喫煙者が周囲の人に対して出来ることを考えていきましょう。



健康増進法が一部改定（2020年4月より全面施行）

多くの人が利用する様々な施設において、
喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要になりました。
違反者には罰則が課せられることもあります。

二次喫煙って何だろう？

他者の喫煙により生じた副流煙（たばこの先から出る煙）及び呼出煙（喫煙者が吐き出した煙）によって周囲に拡散される環境たばこ煙（有害物質を多量に含んだ気体）に曝露され、それを吸入すること

三次喫煙って何だろう？

残留受動喫煙とも呼ばれ、たばこの火が消された後も周囲に残る化学物質に曝露され、それを吸入すること。喫煙者の毛髪や衣類、部屋や自動車のソファやカーペット、カーテンなどの表面に付着して残留することが知られています



知らない間に大切な人・ペットを傷つけてしまっていることも

産業医科大学の研究により、タバコを吸った後も30～45分間は喫煙者の息から有害物質が吐き出されることが報告されています。望まない受動喫煙への対応のため、喫煙者が知らない間にご家族や友人、ペットにまで影響をしていることに対する配慮をお願いします。



「受動喫煙が無い世の中を作っていくこと」
に賛同している企業の方にお配りしています

あなたの禁煙チャレンジ応援しています



禁煙推進企業コンソーシアム 喫煙者の脱タバコの挑戦を後押ししています

<https://kinen-support.com/>

禁煙推進企業コンソーシアム 検索